

●香川県公安委員会告示第4号

平成14年香川県公安委員会告示第6号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年8月26日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
略				略			
略	略			讃岐煉瓦株式会社観音寺自 動車学校 観音寺市出作町868番地1 川崎通義	略		
<u>株式会社屋島自動車学校</u> <u>高松市春日町1304番地3</u> <u>佐藤敬一郎</u>	<u>屋島自動車学</u> <u>校</u> <u>高松市春日町</u> <u>1304番地3</u>	<u>普通免許に</u> <u>係る初心運</u> <u>転者講習</u>	<u>平成20年</u> <u>8月22日</u>				